

答申第 839 号

情 公 第 1480 号

令和 8 年 7 月 7 日

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学

理 事 長 大 谷 泰 夫 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 4 月 17 日付けで諮問された特定委託事業に関する文書一部非公開の
件（諮問第 920 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である公立大学法人神奈川県立保健福祉大学は、審査請求人からの令和6年9月30日付け行政文書公開請求に対して行った行政文書一部公開決定において非公開とした情報のうち、別表の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和6年9月30日付けで、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「実施機関」という。）に対して、「機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト 研究計画書、契約書、会計報告書（バックデータ除く）、議事録、技術資料」について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和6年10月10日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上、令和6年11月29日付けで、別表の「特定した行政文書」欄に掲げる各行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、本件対象文書に含まれる情報の一部（以下「本件非公開情報」という。）が、条例第5条第1号本文、第3号又は第5号オに該当することを理由として、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年12月19日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨 (省略)

4 実施機関の説明要旨

本学では、情報公開制度の趣旨を十分に踏まえつつ、一方、本学が社会貢献として産学連携活動を推進していく上で、企業等との信頼関係を保ちながら、その責務を果たしていくことが重要であると考えている。

そのため、本件のような企業等と作成、成約し、双方において保有する文書については、その性質を踏まえた取扱いを行う必要がある。企業等では、日々進歩する科学技術の発達に対応し、かつ有益な企業活動を展開していくため、保有する情報や活動内容等を公にできないという状況もあり、産学連携活動の相手方である本学においても、そうした企業等の活動に十分配慮して連携を図っていく必要がある。

当該研究は、委託契約書において契約期間にかかわらず秘密の保持をする条項が定められている。当該委託契約書等に記載された情報は、いかなる企業等が、どのような内容について、どの程度の期間、経費を費やし、研究を行っていたかを示すものであって、企業等自らが重視し、又は新規開発しようとしている研究分野の動向やそれに対する時間、資金の投入状況を明らかにするものであり、研究開発戦略に係る機微な内部管理情報であって、企業経営における重要な営業秘密と言えるものである。

そのため、本学は、本件対象文書の公開決定に当たり、第三者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第12条第1項の規定に基づく第三者への意見照会を行った。

その結果、当該第三者からは、本件非公開情報以外の部分であれば、公開しても支障がない旨の意見を得たため、当該意見も踏まえ、次の(1)～(5)のとおり非公開とした。

(1) 委託契約書について

「委託事業名」、「委託期間」及び「様式」については、公開しても支障はないが、その他の部分については、公にしていない情報である。したがって、未公表の情報が相手方企業等の意思に反して、国内外の競合する他社等へ知られることになれば、研究開発の進捗状況やその動向が明らかとなる結果により自らの優位性を喪失させられたり、経営戦略の変更を余儀なくされたりするなど、相手方企業の権利、競争上の地位又は正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第3号に該当するため、非公開とした。

また、仮に本学が、委託契約書において契約期間にかかわらず秘密の保持をする条項に反して、相手方企業等の経営上の秘密を公開し、当該企業等が市場での競争で不利な立場に立たされることとなれば、相手方企業等からの

信頼を失い、今後、他の企業等も本学との研究を中止するなど、本学の産学連携を推進するという事務又は事業の適正な遂行に支障が出るおそれが否定できない。

さらに、このようなことになれば、本学に対する社会からの信頼も損なわれることになり、今後、優秀な学生や研究者の確保が困難になるなど、大学運営上の大きな支障が出ることとなることから、条例第5条第5号オにも該当するため、非公開とした。

(2) 委託事業計画書について

「事業内容」の欄にある、事業実施期間については、公開しても支障はないが、研究課題名、事業実績の報告には、公にしていない情報が記載されている。したがって、上記(1)と同様の理由から、条例第5条第3号及び第5号オに該当するため、非公開とした。

研究代表者については、個人に関する情報であることから、条例第5条第1号に該当するため、非公開とした。

さらに、仮にこの情報を公開することとなれば、公開された研究者への問合せ等が集中することなどにより、大学運営上の大きな支障が出ることとなることから、条例第5条第5号オにも該当する。

収支予算には、契約金額に係る使途別内訳が記載されており、仮にこのような情報が公開された場合、他の契約事例と比較されるなどにより、本学への委託等を躊躇する、経費負担の在り方等で合意形成が困難になるなど、大学運営上の大きな支障が出ることとなることから、条例第5条第5号オに該当するため、非公開とした。

物品購入計画には、研究に用いる予定の機材やその目的等が記載されている。このような専門用語によって凝縮された内容には、研究のプライオリティに関わるキーワードやアイデアに相当するものが含まれており、相手方企業等にとっては、研究開発戦略に係る機微な内部管理情報であり、当該研究における技術開発上の重要な企業秘密に相当すると言える。したがって、上記(1)と同様の理由から、条例第5条第3号及び第5号オに該当するため、非公開とした。

支払計画には、四半期ごとの支払予定額が記載されている。これらの情報

は、当該研究のスケジュールを示すものであり、相手方企業等にとっては、研究開発戦略に係る機微な内部管理情報であり、当該研究における技術開発上の重要な企業秘密に相当すると言える。したがって、上記(1)と同様の理由から、条例第5条第3号及び第5号オに該当するため、非公開とした。

構成員には、各構成員の担当事業名やその内容等が記載されている。これらの情報は、いかなる企業等が、どのような内容について、どの程度経費を費やし、研究を行っていたかを示すものであって、企業等自らが重視し、又は新規開発しようとしている研究分野の動向やそれに対する時間、資金の投入状況を明らかにするものであり、研究開発戦略に係る機微な内部管理情報であって、企業経営における重要な営業秘密と言えるものである。したがって、上記(1)と同様の理由から、条例第5条第3号及び第5号オに該当するため、非公開とした。

(3) 委託変更契約書について

変更後の委託事業計画及び変更後の委託費の限度額が記載されており、変更後の委託事業計画については、上記(2)と同様の理由から、条例第5条第1号、第3号及び第5号オに該当するため、非公開とした。

変更後の委託費の限度額については、委託者が行う研究がどの程度の規模で、どれだけ投資されているかという情報が記載されており、これは委託者の経営戦略と密接な関連を有する内部管理情報であって、企業経営における重要な営業秘密と言える。したがって、上記(1)と同様の理由から、条例第5条第3号及び第5号オに該当するため、非公開とした。

(4) 変更後の委託事業計画書について

変更後の委託事業計画については、上記(2)と同様の理由から、条例第5条第1号、第3号及び第5号オに該当するため、非公開とした。

(5) 各年度委託事業実績報告書について

事業期間の一部及び事業成果報告書の配布実績等の一部については、公開しても支障はないが、事業の実施状況及び事業の成果の概要には、構成員が実施した具体的な研究方法や研究の着目点等が記載されている。このような専門用語によって凝縮された記述内容には、研究のプライオリティに関わるキーワードやアイデアに相当するものが含まれており、相手方企

業にとっては、研究開発戦略に係る機微な内部管理情報であり、研究における技術開発上の重要な企業秘密に相当すると言える。したがって、上記(1)と同様の理由から、条例第5条第3号及び第5号オに該当するため、非公開とした。

担当者及び学会発表等を行った研究者については、個人に関する情報であることから、条例第5条第1号に該当するため、非公開とした。

さらに、仮にこの情報を公開することとなれば、公開された研究者への問合せ等が集中することなどにより、大学運営上の大きな支障が出ることとなることから、条例第5条第5号オにも該当する。

収支精算は、精算額に係る使途別内訳が記載されており、このような情報が公開された場合、他の契約事例と比較されるなどにより、本学への委託等を躊躇する、経費負担の在り方等で合意形成が困難になるなど、大学運営上の大きな支障が出ることとなることから、条例第5条第5号オに該当するため、非公開とした。

物品購入実績には、実際に研究に用いるため購入した機材やその目的等が記載されている。このような専門用語によって凝縮された内容には、研究のプライオリティに関わるキーワードやアイデアに相当するものが含まれており、相手方企業等にとっては、研究開発戦略に係る機微な内部管理情報であり、当該研究における技術開発上の重要な企業秘密に相当すると言える。したがって、上記(1)と同様の理由から、条例第5条第3号及び第5号オに該当するため、非公開とした。

5 審査会の判断理由

実施機関が、本件非公開情報が条例第5条第1号本文、第3号又は第5号オに該当することを理由に本件処分を行ったところ、審査請求人は本件処分の取消しを求めているため、以下検討する。

(1) 別表に掲げる文書1から文書5までについて

ア 委託契約及び委託変更契約の各条項の内容について

実施機関は、標記情報を条例第5条第3号及び第5号オに該当することを理由に非公開としている。

当審査会が見分したところ、本件請求に係る研究委託事業（以下「本件委託事業」という。）の委託契約書の各条項の内容に含まれる情報は、「委託費の限度額」の条項に含まれる情報を除き、同種の研究委託契約書にみられる一般的なものとどまり、実施機関等の経営上の秘密等が記載されているとまでは認め難く、また、「委託費の限度額」の条項に含まれる情報についても、本件委託事業の委託者である独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（現・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）（以下「本件委託者」という。）のホームページにおいて、当該額と同一の額が本件委託事業の契約金額として公表されていることが認められた。

以上を踏まえると、標記情報を公開しても、実施機関及び本件委託者に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、条例第5条第5号オに該当しない。また、条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報の「法人等」からは、独立行政法人及び地方独立行政法人が除かれていることから、地方独立行政法人である実施機関及び独立行政法人である本件委託者の正当な利益を害することを理由に条例第5条第3号は適用できない。

したがって、実施機関は標記情報を公開すべきである。

イ 受託者名並びに契約締結日及び契約変更日

実施機関は、標記情報を条例第5条第3号及び第5号オに該当することを理由に非公開としている。

当審査会が実施機関に具体的な非公開理由の説明を求めたところ、契約締結日や契約変更日等の日付は、当該契約の履行時期、事業進行の遅延、変更状況、あるいは契約条件の見直し経過を推測させる性質を有し、また、受託者の名称についても、参加機関の構成や特定の研究テーマ、受託体制を推測させる情報を含むものであり、当該事業に関わる法人等の事業上の戦略、体制を明らかにするおそれがあることから、これらを公開すれば、本件委託者等の正当な利益を害するおそれがあり、併せて今後の委託契約等の円滑な実施にも支障を及ぼすおそれがあるため、非公開としたとの回答があった。

しかし、当審査会が確認したところ、標記情報はいずれも本件委託者のホームページにおいて公表されていることが認められたため、これを公開しても、実施機関及び本件委託者に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、条例第5条第5号オに該当しない。また、条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報の「法人等」からは、独立行政法人及び地方独立行政法人が除かれていることから、地方独立行政法人である実施機関及び独立行政法人である本件委託者の正当な利益を害することを理由に条例第5条第3号は適用できない。

したがって、実施機関は標記情報を公開すべきである。

ウ 印影について

実施機関は、標記情報を条例第5条第3号及び第5号オに該当することを理由に非公開としている。

当審査会が見分したところ、標記情報は委託契約書等に押印された本件委託者及び受託者の代表者印による印影であって、その形状からして契約書面が真正に作成されたことを示す認証的機能を有する性質のものであると認められるから、これを公開すれば、印影が偽造され悪用される等により、実施機関等の事業運営に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難いため、条例第5条第5号オに規定する情報に該当する。

したがって、条例第5条第3号該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を非公開としたことは妥当である。

エ 「研究課題名」欄及び「事業実績の報告」欄について

実施機関は、標記情報を条例第5条第3号及び第5号オに該当することを理由に非公開としている。

当審査会が確認したところ、「研究課題名」欄の情報は、本件委託者のホームページにおいて同旨の情報が公表されていることが認められ、また、「事業実績の報告」欄の情報も、上記5(1)アで公開すべきと判断した情報の一部と同旨の情報が記載されていることが認められる。

以上を踏まえると、標記情報を公開しても、実施機関及び本件委託者に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは

認められないから、条例第5条第5号オに該当しない。また、条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報の「法人等」からは、独立行政法人及び地方独立行政法人が除かれていることから、地方独立行政法人である実施機関及び独立行政法人である本件委託者の正当な利益を害することを理由に条例第5条第3号は適用できない。

したがって、実施機関は標記情報を公開すべきである。

オ 研究者の氏名等について

標記情報は、本件委託事業に係る計画書の事業内容欄に記載された見出し部分及び本件委託事業に関与する研究者の氏名、肩書に関する情報であると認められる。

実施機関は、標記情報を条例第5条第1号本文及び第5号オに該当することを理由に非公開としている。

標記情報のうち、研究者の氏名及び肩書は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。

もともと、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であっても、同号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（以下「公表慣行情報」という。）に該当する情報は例外的に公開対象となる。

この点、実施機関はその所属研究者の氏名をホームページ等で公にしていることが認められるものの、標記情報は単なる「実施機関に所属する研究者の氏名」という情報ではなく、「実施機関に所属する研究者のうち、本件委託事業に関与する研究者の氏名」を明らかにするものと認められ、かかる情報については実施機関のホームページ等では公にされていない以上、公表慣行情報とは認められない。また、同号ただし書ア、ウ及びエに規定する情報とも認められない。

したがって、条例第5条第5号オ該当性を判断するまでもなく、実施機関が研究者の氏名及び肩書を条例第5条第1号に規定する個人に関する情報として非公開としたことは妥当である。

一方、見出し部分については、条例第5条第1号本文及び第5号オに

規定する情報に該当しないことは明らかであるから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

カ 「収支予算」欄について

実施機関は、標記情報について、契約金額に係る使途別内訳が記載されており、このような情報が公開された場合、他の契約事例と比較されるなどにより、本学への委託等を躊躇する、経費負担の在り方等で合意形成が困難になるなど、大学運営上の大きな支障が出るとして、条例第5条第5号オに該当することを理由に非公開としている。

しかし、当審査会が見分したところ、「収入の部」に記載されている情報のすべて及び「支出の部」に記載されている情報のうち予算額の総額は、上記5(1)アで公開すべきと判断した委託費の限度額等と同一の情報であり、また、当該欄には単なる通貨単位が記載された部分も認められるところ、かかる情報を公開しても、実施機関の説明するような大学運営上の支障が生じるとは認め難いことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

一方、その余の情報については、支出の詳細な内訳が記載されたものであることが認められ、これを公開すれば、大学運営上の支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いため、実施機関が当該情報を条例第5条第5号オに該当するとして非公開としたことは妥当である。

キ 「支払計画（概算払請求限度額）」欄について

実施機関は、標記情報を条例第5条第5号オに該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は委託費の限度額に係る四半期ごとの支払金額であるが、その金額は本件委託事業に係る研究の進捗状況や動向を推認させるような特徴的なものとは認められず、委託費の総額については本件委託者が自ら公表していることも踏まえれば、これを公開することで実施機関及び本件委託者に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれが生じるとは認め難いことから、標記情報は条例第5条第5号オに規定する情報には該当しない。

したがって、実施機関は標記情報を公開すべきである。

ク 「物品購入計画」欄及び「構成員の事業計画」欄について

実施機関は、標記情報を条例第5条第3号及び第5号オに該当することを理由に非公開としている。

当審査会が見分したところ、標記情報は、研究に使用する物品の詳細な情報及び構成員ごとの詳細な担当事業内容等であることが認められ、これを公開すれば、本件委託事業に係る研究の進捗状況や動向が明らかとなり、本件委託者に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあることは否定し難いから、条例第5条第5号オに規定する情報に該当する。

したがって、条例第5条第3号該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を非公開としたことは妥当である。

(2) 別表に掲げる文書6から文書8までについて

ア 委託事業報告の日付について

実施機関は、標記情報を条例第5条第3号及び第5号オに該当することを理由に非公開としている。

当審査会が実施機関に具体的な非公開理由について説明を求めたところ、上記5(1)イと同様の理由により標記情報を非公開としたとの回答があった。しかし、委託事業報告の日付はあくまで本件委託事業の実績を報告した日付にすぎず、これを公開することが直ちに本件委託事業の履行時期、事業進行の遅延、変更状況及び契約条件の見直し経過を推測させることにつながるとは認め難い。

以上を踏まえると、標記情報を公開しても、実施機関及び本件委託者に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、条例第5条第5号オに該当しない。また、条例第5条第3号に規定する法人等に関する情報の「法人等」からは、独立行政法人及び地方独立行政法人が除かれていることから、地方独立行政法人である実施機関及び独立行政法人である本件委託者の正当な利益を害することを理由に条例第5条第3号は適用できない。

したがって、実施機関は標記情報を公開すべきである。

イ 受託者の名称並びに契約締結日、事業期間及び契約変更日について

標記情報は、上記 5 (1) イで公開すべきであると判断した情報と同一であるため、実施機関はこれを公開すべきである。

ウ 「担当者」欄に記載された氏名等について

標記情報は、上記 5 (1) オで非公開妥当と判断した情報と同一であるため、条例第 5 条第 5 号オ該当性を判断するまでもなく、実施機関がこれを条例第 5 条第 1 号本文に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

エ 「事業成果報告書の配布実績等」欄に記載された氏名について

実施機関は、標記情報を条例第 5 条第 1 号本文及び第 5 号オに該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、標記情報は条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。

また、当審査会が確認したところ、別表の文書 6 及び文書 7 の「公開すべき情報」欄に掲げる情報は、一般に刊行されている雑誌又はインターネット上に掲載された研究者の氏名であることが認められるため、条例第 5 条第 1 号ただし書イに規定する公表慣行情報に該当し、また、公開することによって大学運営上の支障があるとは認められないから、条例第 5 条第 5 号オに規定する情報にも該当しない。そのため、当該情報は公開すべきである。

一方、その余の氏名については、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報にも該当しないため、同条第 5 号オ該当性を判断するまでもなく、実施機関が非公開としたことは妥当である。

オ 印影について

標記情報は、上記 5 (1) ウで非公開妥当と判断した情報と同一であるため、条例第 5 条第 3 号該当性を判断するまでもなく、実施機関がこれを条例第 5 条第 5 号オに該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

カ 収支精算に関する情報について

実施機関は、標記情報について、精算額に係る使途別内訳が記載されて

おり、このような情報が公開された場合、他の契約事例と比較されるなどにより、本学への委託等を躊躇する、経費負担の在り方等で合意形成が困難になるなど、大学運営上の大きな支障が出るとして、条例第5条第5号オに該当することを理由に非公開としている。

当審査会が見分したところ、標記情報には、上記5(1)アで公開すべきと判断した委託費の限度額等と同一と認められる情報が含まれているため、実施機関は当該情報を公開すべきである。

また、通貨単位が記載された部分については、これを公開しても大学運営上の支障が生じるとは認め難いことから、実施機関は当該情報を公開すべきである。

一方、その余の情報については、収入及び支出の詳細な内訳が記載されていることが認められ、これらを公開すれば、今後、実施機関との同様の委託契約等を検討する者が契約を躊躇するなど、実施機関の事業運営に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難いため、実施機関が当該情報を条例第5条第5号オに該当するとして非公開としたことは妥当である。

キ その余の情報について

実施機関は、標記情報を条例第5条第3号及び第5号オに該当することを理由に非公開としている。

当審査会が見分したところ、標記情報には、具体的な研究手法及びその結果が記載されていることが認められ、これを公開すれば、本件委託事業に係る研究の進捗状況や動向が明らかとなり、本件委託者に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあることは否定し難いから、条例第5条第5号オに規定する情報に該当する。

したがって、条例第5条第3号該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を非公開としたことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 条例第5条第1号ただし書エ、第3号ただし書及び第6号ただし書該当性について

審査請求人は、本件対象文書は機能性食品制度に関連するものであり、紅麹をはじめとする機能性食品において死亡事例や健康被害が発生してい

ることから、条例第5条第1号ただし書エ、第3号ただし書及び第6号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当するため、公開すべきである旨主張する。

この点、条例が規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは、「人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報」とされている（神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準）。

これを本件についてみると、本件委託事業に関して「人の生命、身体等への危害等が現に生じている」と認めるに足りる具体的事情は審査請求人の主張からはうかがえず、また、民間企業等において機能性食品による死亡事例や健康被害が発生しているとしても、これをもって本件委託事業に関しても「将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している」とは認め難い。

よって、本件非公開情報を「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」として公開を求める審査請求人の主張は採用できない。

イ 条例第7条に基づく裁量的公開について

審査請求人は、本件非公開情報について、条例第7条に基づく裁量的公開の対象である旨主張する。

この点、条例第7条の適用については「非公開情報の規定により保護される権利利益と公開による公益を比較検討して」判断することとされているが（神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準）、本件非公開情報の公開により得られる公益が、条例第5条第1号本文、第3号及び第5号オの規定により非公開とすることで保護される利益を超えると判断するに足りる事情は認め難いことから、実施機関が本件非公開情報の裁量的公開を実施しなかったことは妥当である。

(4) 結論

よって、実施機関は、別表の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきであるが、その余の情報を非公開としたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	特定した行政文書	公開すべき情報
文書 1	委託契約書	○委託契約書本体 ・印影以外のすべての情報 ○別紙様式第 1 号 委託事業計画書 ・「1 事業内容」のうち、「ア 研究課題名」及び「エ 事業実績の報告」に記載された非公開情報 ・「1 事業内容」のうち、上から 2 つ目の非公開情報における見出し部分 ・「2 収支予算」の「収入の部」に記載された非公開情報 ・「2 収支予算」の「支出の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位及び最終行 ・「4 支払計画（概算払請求限度額）」に記載された非公開情報
文書 2	委託変更契約書	○委託変更契約書本体 ・印影以外のすべての情報 ○別紙様式第 1 号 委託事業計画書 ・「1 事業内容」のうち、「ア 研究課題名」及び「エ 事業実績の報告」に記載された非公開情報 ・「2 収支予算」の「収入の部」に記載された非公開情報 ・「2 収支予算」の「支出の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位及び最終行 ・「4 支払計画（概算払請求限度額）」に記載された非公開情報
文書 3	委託変更契約書	○委託変更契約書本体 ・印影以外のすべての情報 ○別紙様式第 1 号 委託事業計画書 ・「1 事業内容」のうち、「ア 研究課題名」及び「エ 事業実績の報告」に記載された非公開情報 ・「2 収支予算」の「収入の部」に記載された非公開情報 ・「2 収支予算」の「支出の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位及び最終行 ・「4 支払計画（概算払請求限度額）」に記載された非公開情報

項番	特定した行政文書	公開すべき情報
文書 4	委託変更契約書	○委託変更契約書本体 ・印影以外のすべての情報 ○別紙様式第 1 号 委託事業計画書 ・「1 事業内容」のうち、「ア 研究課題名」及び「エ 事業実績の報告」に記載された非公開情報 ・「2 収支予算」の「収入の部」に記載された非公開情報 ・「2 収支予算」の「支出の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位及び最終行 ・「4 支払計画（概算払請求限度額）」に記載された非公開情報
文書 5	委託変更契約書	○委託変更契約書本体 ・印影以外のすべての情報 ○別紙様式第 1 号 委託事業計画書 ・「1 事業内容」のうち、「ア 研究課題名」及び「エ 事業実績の報告」に記載された非公開情報 ・「2 収支予算」の「収入の部」に記載された非公開情報 ・「2 収支予算」の「支出の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位及び最終行 ・「4 支払計画（概算払請求限度額）」に記載された非公開情報
文書 6	委託事業実績報告書	・実績報告の日付 ・受託者の氏名欄に記載された非公開情報 ・委託契約の日付 ・「1 事業の実施状況」のうち、「イ 事業期間」及び「オ 事業成果報告書の配布実績等」に記載された非公開情報 ・「2 収支精算」の「収入の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位並びに「区分」列及び「予算額」列の上から 1 つ目の非公開情報 ※「予算額」列は、通貨単位の記載された行を除いて数えた。 ・「2 収支精算」の「支出の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位並びに「区分」列及び「予算額」列の上から 4 つ目の非公開情報

項番	特定した行政文書	公開すべき情報
		※「予算額」列は、通貨単位の記載された行を除いて数えた。
文書 7	平成 26 年度委託事業 実績報告書	・実績報告の日付 ・受託者の氏名欄に記載された非公開情報 ・委託契約及び変更契約の日付 ・「1 事業の実施状況」のうち、「オ 事業成果報告書の配布実績等」に記載された非公開情報のうち、上から 3 つ目の情報 ・「2 収支精算」の「収入の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位並びに「区分」列及び「予算額」列の上から 1 つ目及び 5 つ目の非公開情報 ※「予算額」列は、通貨単位の記載された行を除いて数えた。 ・「2 収支精算」の「支出の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位並びに「区分」列の上から 4 つ目及び「予算額」列の上から 4 つ目の非公開情報 ※「予算額」列は、通貨単位の記載された行を除いて数えた。
文書 8	平成 27 年度委託事業 実績報告書	・実績報告の日付 ・受託者の氏名欄に記載された非公開情報 ・委託契約及び変更契約の日付 ・「2 収支精算」の「収入の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位並びに「区分」列及び「予算額」列の上から 1 つ目及び 4 つ目の非公開情報 ※「予算額」列は、通貨単位の記載された行を除いて数えた。 ・「2 収支精算」の「支出の部」に記載された非公開情報のうち、通貨単位並びに「区分」列及び「予算額」列の上から 4 つ目の非公開情報 ※「予算額」列は、通貨単位の記載された行を除いて数えた。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 4 月 17 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 5 月 20 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 8 年 3 月 17 日 (第 258 回部会)	○ 審議
令和 8 年 4 月 27 日 (第 259 回部会)	○ 審議
令和 8 年 5 月 25 日 (第 260 回部会)	○ 審議
令和 8 年 6 月 17 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 8 年 6 月 22 日 (第 261 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和８年７月７日現在）（五十音順）